

令和6年度第10回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和7年1月24日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和7年1月24日(金) 午後2時

出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	○	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○
5. 中野 浩光	○	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	○	14. 木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明（北部）	○	16. 渡邊 由美子（西部）	○	17. 堀田 啓（南部）	○		

計 17 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

局 長 梶浦 庄治

主 事 高味 俊夫

主 事 宮下 彩乃

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

議案第21号 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 1件

(2) 報告案件について

報告第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …… 3件

報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …… 10件

2 その他

会

長 皆さん、こんにちは。

改めまして明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。寒さも厳しく、インフルエンザがはやっております。委員の皆さんにおかれましては体調管理にご注意ください。

では、只今から、令和6年度第10回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は14名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は5番 中野 浩光（なかの ひろみつ）委員と6番 三宅 正恭（みやけ まさやす）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第21号】農地法第5条の規定に係る許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、申請番号R6-17をご覧ください。

申請地は____番地、登記現況共に畑で、面積は____㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

申請者は現在、申請者の実家に同居しております。昨年の6月に第2子が生まれ、手狭になり、住宅建築の考えに至りました。

今後父母の介護も必要となると考え、現住所の近辺で土地を探しましたが見つからず、自己所有地もなく途方に暮れていたところ、父が持つ申請地を利用する承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、駅から概ね600m以内の区域にある農地です。駅を中心とする半径600mの円で囲まれる区域の宅地割合が40%を超えているため、農地の区分の該当事項のオー（ア）－ a －（b）に該当し、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

申請地は、8月に農振法農用地区域除外申出をおこなっており、令和6年11月21日に愛知県より事前調整について了承した旨の回答がありました。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件の地元は三宅委員になります。

三 宅 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として
よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とする
ことといたします。
続きまして、【報告第 20 号】農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による
届出 3 件及び【報告第 21 号】農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届
出 10 件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かあ
りましたらお願いします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案書 2 ページ【報告第 20 号】農地法第 4 条第 1 項第 7 号の
規定による届出 3 件を説明します。
申請番号 R6-33、____番地、転用目的は駐車場です。
こちら、伊藤委員の案件となります。

伊 藤 委 員 問題はありません。

事 務 局 申請番号 R6-34、____番地、転用目的は駐車場、始末書が添付されてい
ます。
こちら、伊藤委員の案件になります。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-35、____番地他 1 筆、転用目的は共同住宅建築、清州駅前
土地区画整理事業地内の案件であり、共有者がいるため 5 条届出を同日に
受付しています。
こちら、三宅委員の案件になります。

三 宅 委 員 問題ありません。

事 務 局 では、3 ページをご覧ください。【報告第 21 号】農地法第 5 条第 1 項第 6
号の規定による届出 10 件について説明します。
申請番号 R6-78、____番地他 1 筆、転用目的は住宅建築、福田悪水決済
賦課金が該当しています。
こちら、石塚委員の案件となります。

石 塚 委 員 申請地は接道がありませんが、問題ないのでしょうか。

事 務 局 申請地の西側の土地と一体利用で住宅建築をするとのこと。

石 塚 委 員 わかりました。問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-79、____番地、転用目的は住宅建築、始末書が添付されています。

こちら、堀田推進委員の案件となります。

堀 田 推 進 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-80、____番地他 1 筆、転用目的は共同住宅建築、清州駅前土地区画整理事業地内の案件であり、共有者間の使用貸借のため 4 条届出を同日に受付しています。

こちら、三宅委員の案件になります。

三 宅 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-81、____番地、転用目的は住宅建築です。

こちら、渡邊推進委員の案件となります。

渡 邊 推 進 委 員 問題ありません。

事 務 局 続きまして、4 ページをご覧ください。

申請番号 R6-82、____番地、転用目的は倉庫建築、始末書が添付されています。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-83、____番地他 2 筆、転用目的は駐車場、始末書が添付されています。

こちら、石塚委員の案件となります。

石 塚 委 員 申請地の真ん中辺りに水路が流れており、南側と北側に土地を分断しています。北側の土地は接道しておらず、進入することができません。水路を渡れるよう工事をするのでしょうか。

事 務 局 詳しい工事内容はわかりませんが、周りの営農に影響を与えるような水路の改修はしないとのこと。

会 長 始末書には何と記載されていますか。

事 務 局 始末書の内容は、農地法の手続きを行わず 40 年ほど前から駐車場として利用していた旨が記載されています。

石 塚 委 員 わかりました。

事務局 申請番号 R6-84、____番地、転用目的は住宅建築です。
こちら、伊藤委員の案件になります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-85、____番地、転用目的は住宅建築、始末書が添付されています。
こちら、中野委員の案件となります。

中野委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-86、____番地、転用目的は住宅建築です。
こちら、中野委員の案件になります。

中野委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-87、____番地、転用目的は倉庫建築、始末書が添付されています。
こちら、小島委員の案件になります。

小島委員 問題ありません。

事務局 以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。
以上のことについて、質問はありますか。
それでは、次回の開催について確認します。
令和 7 年 2 月 25 日、火曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所南館 3 階第 3 会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。
以上で令和 6 年度第 10 回農業委員会を閉会します。本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後 2 時 3 0 分—

個人情報に当たるとの考えから、議事録中の番地等は、省略等して記載しています。